

議案第 4 7 号

東郷町国民健康保険条例の一部改正について

東郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険条例（昭和41年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正により、現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなることに伴い必要があるからである。

2 改正内容

被保険者証の返還に応じない者に対して科する 10 万円以下の過料の規定を削除すること。（第 10 条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 6 年 12 月 2 日から施行すること。
- (2) この条例の施行の日前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。